

令和3年度 子ども・地域応援企画提案事業 募集要項

募集期間：令和3年7月9日(金)～8月20日(金)まで



目次

1	子ども・地域応援企画提案事業の概要	- 2 -
2	スケジュール	- 2 -
3	対象団体.....	- 2 -
4	募集事業及び補助金額	- 2 -
5	申請方法.....	- 3 -
6	選考方法.....	- 4 -
7	選考結果の通知	- 4 -
8	補助金について	- 4 -
9	新型コロナウイルス感染症対策について.....	- 5 -
10	Q&A	- 5 -
11	お問い合わせ先	- 6 -

1 子ども・地域応援企画提案事業の概要

市民主体の公益活動の推進により、子どもを地域で育てるための担い手の確保、子どもと関わる機会の創出を図ること及び市民自らが地域資源の周知、活用を行うことで、西東京市の新たな魅力の創出につなげることを目的に、当該公益活動に係る経費の一部を助成する事業です。

2 スケジュール

募集、採用、事業開始等のスケジュール（予定）は、次のとおりです。

(1) 企画提案事業の募集

令和3年7月9日（金）～8月20日（金）

(2) 審査等

令和3年9月

(3) 事業実施

令和3年10月1日（金）～令和4年3月25日（金）

(4) 事業実施内容報告

令和4年3月末日まで

3 対象団体

本事業の補助対象となるのは、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又在学する者により構成され、市内に活動拠点がある団体です。必要な要件ⁱを満たせば、法人、市民団体や学生サークルなど、形態や構成員の人数、活動実績に関わらず応募可能です。

4 募集事業及び補助金額

募集する事業は、次の2分野、計6事業とします。

区分	事業要件	採用事業	補助金額 (上限)	補助率
子ども分野	学校全体又は学年単位の子どもの参加を対象とする企画	3事業	10万円 (1事業につき)	10/10
地域資源分野	市内又は地域における特徴を生かし、地域住民の皆様の参加による企画	3事業		

※提案は一団体等につき一事業までとします。

※※提案事業に他の補助金を活用する場合は、応募することができません。

※※※採用事業数は、全体の応募状況に応じて変更となる可能性があります。

5 申請方法

所定の申請書類一式を作成し、下記の提出先へご提出ください。

申請書類様式は、西東京市ホームページ（<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>）からダウンロードできます。

提出書類は第三者が理解できるよう、事業計画や効果等を具体的かつ明確に記載してください。

(1) 応募申請書類

- ① 応募申請書（様式1号）
- ② 企画提案書（様式2号）
- ③ 法人概要又は団体概要（様式3号の1又は2）
- ④ 企画提案事業予算計画書（様式4号）
- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書の写し（PDF等での提出可）

※その他、必要に応じて資料を提出していただく場合があります。

(2) 提出方法等

① 提出方法

Eメールによる提出

② 提出先

企画部企画政策課 kikaku@city.nishitokyo.lg.jp

(3) 応募期間

令和3年7月9日（金）から8月20日（金）まで

(4) ヒアリング

提案内容について、担当者からヒアリングを行う場合があります。

(5) その他

- ① 市が受領した書類は原則として情報公開の対象となります。
- ② 申請後、代表者や会員等に変更があった場合は、変更届をご提出ください。
- ③ (1)②の企画提案書（様式第2号）は選考過程で市HPへの公開又は意見聴取のために資料提供することがあります。

6 選考方法

西東京市子ども・地域応援企画提案事業選考委員会において審査を行い、採用事業を決定します。また、審査の参考とするため、市政モニターⁱⁱ登録者、市内の子ども等に意見聴取を行います。

審査を行うに当たっては、以下の評価項目に基づき、総合的に評価を行います。

	評価項目	評価の着眼点
1	提案事業の目的	・ 事業の目的は明確かつ妥当であるか ・ 地域のニーズに合致しているか
2	実行性・計画性	・ 計画に具体性があるか ・ 事業の実現可能性が高いか
3	公益性	・ 社会的利益が高く、地域や子どもに還元される事業であるか
4	予算	・ 予算の積算は妥当であるか

7 選考結果の通知

「6 選考方法」の結果を受け、すみやかに採用事業を決定し、応募団体に選考結果を文書により通知します。

8 補助金について

(1) 補助金額

採用事業には、予算の範囲内で 1事業につき上限 10 万円までの補助金を交付します。

※事業総経費は、補助上限額を超えても構いません（超えた分は団体の自己資金等を投入してください）。また、事業総経費が補助上限額を下回った場合は、事業総経費のうち補助対象経費の全額が補助金額となります。

(2) 補助の対象経費

補助対象は、次に掲げる事業実施に必要な経費です。団体の組織維持や経常的な運営に要する経費などは対象となりません。

補助対象経費	補助対象経費の内容
報償費	講師、指導者、補助事業の協力者等への報償及び謝金（補助団体の構成員に対する謝金等の費用は除く。）
消耗品費	補助事業に必要な消耗品の購入に要した費用
食材料費	補助事業に必要な食材等の購入に要した費用（補助団体の会議や打合せの際に要する費用は除く。）
印刷製本費	補助事業の周知等に必要なチラシ、ポスター、パンフレット等の作成及び印刷に要する経費

使用料及び賃借料	(1) 補助事業において利用する施設の使用料、バス等の借上げ料 (2) 補助事業で使用する機器類のリース料 (3) 前2号のうち、補助対象団体自らが所有するものに係る費用は除く。
燃料費	補助事業の実施に必要とする燃料代（車両の燃料代等）
通信・運搬費	補助事業に係る通知に要する費用及び資材等の送付に要する費用
保険料	補助事業の実施に必要とするイベント保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
その他	その他補助事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの

※次に掲げる経費は、補助対象経費の対象外とします。

- (1) 備品（3万円以上の物品で、かつ、複数年使用することが可能なもの）
- (2) 領収書等により、補助対象団体が支払ったことを明確にすることができない経費
- (3) 補助事業に直接関係のない経費その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

(3) 事業収入がある場合

入場料や広告料等の事業収入があり、自己資金を投入していない場合や自己資金投入額以上の収入があった場合は、精算時に市へ補助金の一部又は全部を返還することとなります。

(4) その他

補助事業に係る収入・支出については、帳簿を作成し、いつでも市に提出できるように整理しておいてください。

また、その帳簿や書類は補助金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管しておいてください。

9 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、東京都の感染拡大防止ガイドラインを基に対策を講じたうえで事業を実施してください。

10 Q&A

Q1 子ども分野の企画とはどのようなものですか？

A 新型コロナウイルスの流行により、修学旅行や遠足などの行事が延期や中止となっています。感染症の収束は、まだまだ見通せない状況ですが、地域で子ども達が楽しめる企画のご提案をお待ちしています。

例) 小学校単位での子ども向け・地域向けの企画

Q2 子ども分野の企画で保育園などを対象とした内容は応募できますか？

A 応募可能です。企画は必ずしも学校に限らず、子どもを対象とした内容で募集しています。

Q3 地域資源分野の企画とはどのようなものですか？

A それぞれに誇れる「地域の良い場所・良いもの」を「地域資源」として活用するイベント企画を募集します。西東京市の良い場所・良いものを、多くの方々に知っていただく、見ていただくような企画をお待ちしています。

例) 下野谷遺跡や地域の特産品を活用した企画など

Q4 企画書などの提出以外にプレゼンテーション等を行う必要はありますか？

A 提出いただいた企画書を審査し選考します。審査のために個別でヒアリングを行う場合がありますが、プレゼンテーション審査は予定していません。また、市政モニターや子どもたちの意見なども参考にしながら選考します。

Q5 選考決定前から準備を進め、それに要した費用は対象となりますか？

A 企画内容自体が10月からのものが対象となりますが、それ以前に支出した経費も、本事業の対象経費とすることは可能です。

Q6 これまでも実施していた企画事業も応募対象となりますか？

A 新規事業でなくても応募可能です。ただし、他の補助金等を既に活用している場合は応募することができません。

11 お問い合わせ先

西東京市企画部企画政策課

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所 田無庁舎3階

TEL : 042-460-9800 (直通)

FAX : 042-460-7511

Email : kikaku@city.nishitokyo.lg.jp

ⁱ次の項目のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としないものとします。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている団体
- (2) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体
- (3) 特定の個人又は団体の利益の増進を目的とする団体
- (4) 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

ⁱⁱ 市政モニター：市民の皆さまをはじめとして西東京市に関わりのある方の声をお聴きするしくみとして、これまで市政に参加する機会がなかった方でも、インターネット等を利用して参加できる制度です。暮らしに関わる身近な事柄を主なテーマとして、調査にお答えいただき、市民の皆さまの声を市政に活用することを目的としています。